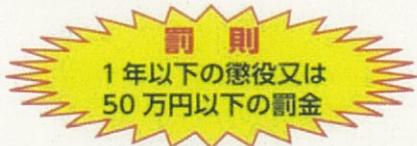


2 青少年の健全な育成を図るための措置 (第14条)

- 学校等の施設から周囲200メートルの範囲での暴力団事務所の開設、運営が禁止されます。



3 不動産取引からの暴力団排除 (第16条・第17条)

- 暴力団事務所に使用されることを知って不動産の譲渡、貸付け又はその仲介を行うことが禁止されます。(違反した場合、勧告・公表の対象となります。)

勧告・公表

[不動産の譲渡等をしようとする者の努力義務]

- 講渡等の契約の相手方に対し、不動産を暴力団事務所に使用しないことを確認すること。
- 契約内容に
 - ・ 暴力団事務所に使用してはならない旨
 - ・ 暴力団事務所に使用されていることが判明した時は、契約を解除し、又は買戻しができる旨を定めること。
- 暴力団事務所に使用されていることが判明した場合は、速やかに契約を解除し、又は買戻しをすること。
- 不動産の譲渡、貸付けの仲介をする者は、譲渡や貸付けをする者に対して、不動産の譲渡等の規定の遵守に関し、助言その他の措置を講じること。



4 その他の規定

◆ 県民等の責務 (第5条)

- 県民は、暴力団排除に自主的かつ相互に連携し、県が行う暴力団排除の施策に協力するよう努めるものとします。
- 事業者は、暴力団との一切の関係の遮断に努め、県が行う暴力団排除の施策に協力するよう努めるものとします。



◆ 県の事務事業における措置 (第6条)

- 県は、公共工事その他の事務事業が暴力団を利用することとならないよう、入札に参加させない等の必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

◆ 警察による保護措置 (第8条)

- 警察本部長は、暴力団排除に取り組んだこと等により、暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対し、保護のために必要な措置を講じます。

